

令和7年 第1回臨時会

令和7年 5月23日 1日間

南信州広域連合議会会議録

南信州広域連合事務局

令和 7 年南信州広域連合議会第 1 回臨時会

会 期

令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 1 日間

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
5.23	金	開 会 令和 7 年 5 月 2 3 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分 日程第 1 会議成立宣言 〃 第 2 議員辞職許可報告 〃 第 3 仮議席の指定 〃 第 4 議長選挙 〃 第 5 議席の指定 〃 第 6 常任委員及び議会運営委員の選任 総務産業委員の選任 医療福祉委員の選任 消防環境委員の選任 議会運営委員の選任 〃 第 7 会期の決定 〃 第 8 議案説明者出席要請報告 〃 第 9 会議録署名議員指名 〃 第 10 広域連合長挨拶 〃 第 11 監査報告 〃 第 12 仮議長選任の委任 〃 第 13 報告（2 件） 報告第 1 号及び報告第 2 号 〃 第 14 議案審議 （1）即決議案（3 件） 議案第 1 2 号から議案第 1 4 号まで 説明、質疑、討論及び採決 （2）委員会提出議案（1 件） 発委第 1 号 説明、質疑、討論及び採決 閉 会	

付 議 議 案 及 び 議 決 結 果 一 覧 表

《報告案件》

議案番号	議 案 名	報告月日	議決月日	結 果	議決頁
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度南信州広域連合飯田広域 消防特別会計補正予算(第4号))	5月23日	5月23日	承 認	17
報告第2号	専決処分の報告について(損害賠償の 額を定めることについて)	5月23日			17

《条例案件》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第12号	南信州広域連合使用料及び手数料に関 する条例の一部を改正する条例の制定 について	5月23日	5月23日	可 決	21

《一般案件》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第13号	財産の取得について	5月23日	5月23日	可 決	23

《予算案件》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第14号	令和7年度南信州広域連合一般会計補 正予算(第1号)案	5月23日	5月23日	可 決	24

《委員会提出案件》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発委第1号	南信州広域連合議会個人情報の保護に 関する条例の一部を改正する条例の制 定について	5月23日	5月23日	可 決	25

令和7年第1回臨時会

南信州広域連合議会会議録

令和7年 5月23日

南信州広域連合議会事務局

令和 7 年南信州広域連合議会第 1 回臨時会会議録

令和 7 年 5 月 2 3 日（金曜日）

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

開 会

日 程

- 第 1 会議成立宣言
- 第 2 議員辞職許可報告
- 第 3 仮議席の指定
- 第 4 議長選挙
- 第 5 議席の指定
- 第 6 常任委員及び議会運営委員の選任
 - 総務産業委員の選任
 - 医療福祉委員の選任
 - 消防環境委員の選任
 - 議会運営委員の選任
- 第 7 会期の決定
- 第 8 議案説明者出席要請報告
- 第 9 会議録署名議員指名
- 第 10 広域連合長あいさつ
- 第 11 監査報告
- 第 12 仮議長選任の委任
- 第 13 報告（2 件）
 - 報告第 1 号及び報告第 2 号
- 第 14 議案審議
 - （1）即決議案（3 件）
 - 議案第 1 2 号から議案第 1 4 号まで
 - 説明、質疑、討論及び採決
 - （2）委員会提出議案（1 件）
 - 発委第 1 号

説明、質疑、討論及び採決

閉 会

出席議員 33名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

○副議長（後藤和彦君） 飯田市市議選、それから天龍村議会選挙におきまして、当選された皆さんにはお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

本日は、飯田市の市議会議長さんが決められて、まだ広域連合の議長さんが決定されていないということで、私、副議長の後藤が、議長が決まるまで進行を務めさせていただきますので、進行に協力をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議成立宣言

○副議長（後藤和彦君） 日程第 1、会議成立宣言を行います。

現在の出席議員は、33 名であります。

よって、本日の会議は成立をいたします。

ただいまから、令和 7 年南信州広域連合議会第 1 回臨時会を開会いたします。

日程第 2 議員辞職許可報告

○副議長（後藤和彦君） 日程第 2、議員の辞職許可報告をいたします。

豊丘村の片桐忠彦議員、井原康明議員から 5 月 12 日付、泰阜村の木下幸宏議員から 5 月 1 日付、根羽村の坂巻秀高議員から 4 月 25 日付、阿南町の伊藤公市議員から 4 月 29 日付で、それぞれ「議員辞職願」が提出され、同日受付をし、それぞれ許可をいたしましたので、南信州広域連合議会会議規則第 128 条第 2 項の規定により報告いたします。

日程第 3 仮議席の指定

○副議長（後藤和彦君） 日程第 3、仮議席の指定を行いたいと思います。この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程第 4 議長選挙

○副議長（後藤和彦君） 日程第 4、議長の選挙。これより、地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（後藤和君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることと決定いたしました。

被選挙人の指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（後藤和彦君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定をいたしました。

議長に、竹村圭史議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名をいたしました、竹村圭史議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（後藤和彦君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました竹村圭史議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました竹村圭史議員が議場におられますので、会議規則第26条第2項の規定により、本席から当選の告知を行います。

ここで議長のあいさつを願うことといたします。

竹村圭史議員、発言席にて議長当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議長（竹村圭史君） 改めまして、おはようございます。

ただいま南信州広域連合議会の議長に指名推選により選出いただきました、飯田市議会の竹村圭史でございます。南信州広域連合議会の議長の任務を果たしていくには、人生経験豊かな諸先輩方をはじめ、本日御出席の南信州広域連合議会議員及び全市町村長、南信州広域連合の職員の皆様のお知恵をいただかなければ成し得ないと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますようお願い申し上げ、議長就任の承諾とさせていただきます。

さて、南信州広域連合における課題として、リニア中央新幹線の建設計画は当初予定よりも10年以上先送りされ、早くても2034年以降と公表されたことは記憶に新しいことですが、延伸される期間において、南信州広域連合としてどのような視点を軸として開業までの期間を対応していくのか。一方で、三遠南信自動車道やリニア駅周辺を軸とした道路整備のさらなる進展。

この秋グランドオープン予定の道の駅遠山郷、とよおかマルシェや道の駅千石平をは

じめ、特徴を生かしたこの地域ならではの魅力発信による関係人口・交流人口の増加を圏域全体でどのように取り組んでいくのか。そのためには、加速する人口減少・少子高齢化による足元の対応能力をいかに維持していくのか。また、広域的な施設整備をどのように考えていくのか。さらには、信州大学のグリーン水素の実証実験をどのように私たちの生活に実装していくのか。また、飯田広域消防本部における建物をはじめとした様々な課題についてどのように対応すべきなのかなど、これまで以上に南信州広域連合に加盟する14市町村それぞれの課題も含め、各議会から選ばれた33名の議員が情報を共有し、選ばれし議員が南信州広域連合議会に出席することができない各議会議員に対し、いかにして理解浸透を図っていくことができるかが、大切になってくると考えております。

改めまして、南信州広域連合議会議員33名は当然のことながら、佐藤広域連合長をはじめ14市町村長の皆様、そして南信州広域連合の職員の皆様の知恵を結集し、南信州広域連合が抱える課題解決のためにともに歩み御協力いただきますことをお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（後藤和彦君） それでは、竹村圭史議員、議長席にお着きをお願いいたします。

以上をもちまして、議長を交代します。御協力ありがとうございました。

○議長（竹村圭史君） 議長を交代いたしました。

日程第5 議席の指定

○議長（竹村圭史君） 次に、議席の指定を行います。

阿南町、根羽村、泰阜村及び豊丘村におきまして、議員の申合せ任期により、並びに飯田市及び天龍村におきまして、議会議員の選挙により広域連合議会議員の変更がありました。

よって、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席の指定をいたします。

議席番号及び議員の氏名を書記長に朗読させます。

熊谷書記長。

○書記長（熊谷久幸君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

2番 平澤恒雄議員、3番 唐澤克己議員、6番 木下忠彦議員、7番 村松克一議員、10番 石原理好議員、14番 太田直昭議員、22番 佐々木博子議員、23番 小平彰議員、24番 宮脇邦彦議員、25番 市瀬芳明議員、26番 関島百合議員、27番 福澤克憲議員、28番 竹村圭史議員、29番 清水勇議員、30番 下平恒

男議員、３１番 清水優一郎議員、３２番 小林真一議員、３３番 古川仁議員、以上でございます。

○議長（竹村圭史君） ただいまの朗読のとおり、議席を指定いたします。

次の日程に進みます。

日程第６ 常任委員及び議会運営委員の選任

○議長（竹村圭史君） 常任委員及び議会運営委員の選任を議題とします。

これより、南信州広域連合議会委員会条例第１条の３第１項の規定により常任委員を、及び第４条第１項の規定により議会運営委員の選任を行います。

それでは、その氏名を書記長に朗読させます。

熊谷書記長。

○書記長（熊谷久幸君） それでは、委員会ごとに議席番号及び氏名を読み上げさせていただきます。

初めに、総務産業委員。

６番 木下忠彦議員、１０番 石原理好議員、２３番 小平彰議員、２９番 清水勇議員、３２番 小林真一議員。

次に、医療福祉委員です。

３番 唐澤克己議員、１４番 太田直昭議員、２４番 宮脇邦彦議員、３０番 下平恒男議員、３１番 清水優一郎議員、３３番 古川仁議員。

次に、消防環境委員でございます。

２番 平澤恒雄議員、７番 村松克一議員、２２番 佐々木博子議員、２５番 市瀬芳明議員、２６番 関島百合議員、２７番 福澤克憲議員。

次に、議会運営委員の報告をします。

６番 木下忠彦議員、９番 串原稔博議員、１２番 熊谷恒雄議員、３１番 清水優一郎議員、３２番 小林真一議員、以上でございます。

○議長（竹村圭史君） ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ常任委員及び議会運営委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしましたとおり、それぞれ常任委員及び議会運営委員を選任することに決定いたしました。

ここで、総務産業委員会及び議会運営委員会の委員長、並びに医療福祉委員会及び消防環境委員会の正副委員長の互選を願うため、暫時休憩いたします。

(休 憩 午前 10 時 13 分)

(再 開 午前 10 時 47 分)

○議長（竹村圭史君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま、総務産業委員会及び議会運営委員会の委員長、並びに医療福祉委員会及び消防環境委員会の正副委員長が互選されましたので、事務局に報告をさせます。

熊谷書記長。

○書記長（熊谷久幸君） 御報告いたします。

総務産業委員長に、小林真一委員。

医療福祉委員長に、下平恒男委員、副委員長に、串原稔博委員。

消防環境委員長に、福澤克憲委員、副委員長に、平澤恒雄委員。

議会運営委員長に、清水優一郎委員が選任されました。

以上です。

○議長（竹村圭史君） 次の日程に進めます。

日程第 7 会期の決定

○議長（竹村圭史君） 次に、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び日程につきましては、去る 4 月 25 日及び本日開催された議会運営委員会で協議をいただいておりますので、その結果について報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長、清水優一郎議員。

○議会運営委員長（清水優一郎君） 4 月 25 日及び本日開会いたしました議会運営委員会の協議の結果を御報告申し上げます。

今臨時会の会期は、本日 1 日とし、その日程につきましては、お手元に配付してあります日程表によることといたしました。

上程される案件は 6 件で、内訳は、報告案件 2 件、条例案件 1 件、一般案件 1 件、予算案件 1 件、委員会提出案件 1 件であり、いずれも即決議案といたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（竹村圭史君） ただいまの委員長報告について、御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） お諮りいたします。

本臨時会の会議につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

次の日程に進みます。

日程第８ 議案説明者出席要請報告

○議長（竹村圭史君） 本日の会議における議案説明者として、地方自治法第１２１条の規定により、佐藤広域連合長ほか関係者の出席を要請いたしました。

次の日程に進みます。

日程第９ 会議録署名議員指名

○議長（竹村圭史君） 会議録署名議員に、河本明代議員、平澤恒雄議員を指名いたします。

次の日程に進みます。

日程第１０ 広域連合長あいさつ

○議長（竹村圭史君） ここで広域連合長のあいさつを願うことにいたします。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤健君） おはようございます。

本日ここに令和７年南信州広域連合議会第１回臨時会を招集し、提出議案について御審議いただきますことに対し、御礼を申し上げます。

新年度に入り、飯田市及び天龍村において議会議員選挙が行われたほか、他の町村におきましても議会構成の変更により、新たに広域連合議会の議員を選出いただいたところ です。

これまでお世話になりました議員各位に御礼を申し上げますとともに、新たに議員となられました皆様、引き続きお世話になる皆様、それぞれ当圏域の発展のために御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

また、先ほど御就任された竹村議長、各委員会の正副委員長の皆様には重責を担っていただくこととなりますが、よろしくお願いをいたします。

去る４月２８日には議員各位をはじめ多くの関係者に御出席をいただき、上郷別府の「はにかむべーす」に開設いたしました「南信州広域連合文化芸術活動支援センター」のオープニングセレモニーを行いました。５月１日から施設利用を始めたところですが、今まで長野県飯田創造館を利用されていた皆さんの利用はもちろん、中学生の部活動地域移行に伴う文化系のクラブ活動等の利用など、地域の文化芸術活動の新たな拠点として幅広く活用をしていただきたいと思います。

また、５月７日には、南信州広域連合が事務局を担う形で取り組んでまいりました南信州ナンバーの交付が始まりました。飯田市でも市長車ほか公用車の一部について、図柄入りの南信州ナンバーに付け替えたところです。

ここに至るまでには様々な経緯がありましたが、今後は地域の皆さんと一緒に南信州ナンバー、特に図柄入りナンバーの普及を図り、住民の皆さんに愛されるナンバーとしていきたいと考えております。

それでは、当面する課題とその対応につきまして申し上げます。

初めに、三遠南信自動車道について申し上げます。

青崩峠トンネル（仮称）は覆工コンクリートの施工が完了し、３月２日に完成式典が執り行われました。飯喬道路３工区では、３月１３日に喬木村氏乗の６号トンネル（延長４５５メートル）の貫通式が行われるなど、本線の改良、橋梁及びトンネルの各工事が進められております。

先に発表された国の令和７年度当初予算におきましては、飯喬道路３工区で４７億円、青崩峠道路で１５億９，０００万円が措置されました。今後も青崩峠トンネルの一日も早い開通、全線の早期開通に向けて、より一層の事業促進が図られますよう、関係する県や市町村とともに要望活動に取り組んでまいります。

次に、当地域と信州大学との連携について申し上げます。

今年度は、信州大学「グリーン水素」生成の研究に向けた施設整備が具体化し、エス・バードＣ棟内に堂免教授・久富教授等の共同研究開発拠点が整備され、水素パネル設置に向けた準備工事が始まります。順調に工事が進めば、今年度末頃にはエス・バードの約５，０００平方メートルの敷地に水素パネルが設置され、令和８年度中には水素が発生する見込みであります。

また、信州大学では、水分野の研究をはじめ学部を超えた研究を進めるため、今

年度から「超学系」という新組織が設けられました。グリーン水素実証タウンの形成を本格化させ、より一層信州大学と連携した取組を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、昨年度をもって「信州大学航空機システム共同研究講座」が終了いたしました。これを発展的に継承する形で、今年度から「信州大学次世代空モビリティシステム共同研究講座」が新たに開講いたしました。

これは、信州大学がエス・バードを次世代空モビリティシステムの中核拠点と位置づけ、より先進的かつ実践的な研究開発と人材育成を行うことを目指したものとなっております。講座の運営支援に当たっては、地元企業の参画による新たなコンソーシアムが設立され、去る4月9日には設立総会が開催をされました。多くの会員企業からの賛同を得て支援体制がスタートし、来る6月7日には信州大学主催による開講式も予定をされております。この新たな取組を通じて、次世代空モビリティシステム技術の研究開発とともに、我が国の航空機産業を担う高度人材の育成が進むことを大いに期待をしております。

なお、関連する予算案を令和7年度一般会計補正予算（第1号）案として提出をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

医療福祉分野では、前年度から飯田市こども発達センターひまわりに、「医療的ケア児等コーディネーター」を2名配置し、医療的ケア児・者とその御家族が地域で安心して暮らし続けられる体制づくりに取り組んでおります。詳細につきまして、この後の全員協議会で御報告申し上げます。

稲葉クリーンセンターにおける令和6年度のごみ搬入量は、開設以来、初めて2万8,000トンを下回る結果となりました。これは、構成市町村によるプラスチックごみの資源化への取組が、徐々に住民の皆さんに浸透してきたことによるものと考えております。

しかしながら、依然として稲葉クリーンセンターへのごみ搬入量は当初の計画を超えて推移しております。ごみ処理に必要な経費も増加していることから、この10月1日から直接搬入ごみに係る施設使用料を改定し、さらなるごみの減量化と運営コストの市町村負担の軽減を図るための条例の一部改正案を本日提出いたします。この後の議案審議にて詳細を御説明いたします。

桐林クリーンセンター解体工事につきましては、ダイオキシンの除染及びアスベストの除去はほぼ完了し、建屋の解体工事を6月から開始する予定となっております。進捗

状況につきまして、この後の全員協議会で御報告をいたします。

広域消防に関する今年度予算額は、昨年度に比べ98.8%増となっており、さらなる消防体制の充実を目指し、大型事業を進めております。昨年度から進めております、高森消防署の庁舎建設につきましては、現在基礎工事を行っております。また、はにかむベース内に設置する木曽広域連合との共同指令センター整備につきましては、工事事業者との調整を開始しているところであります。

いずれも令和8年4月の本運用開始に向けて事業を進めており、詳しい進捗状況につきまして、この後の全員協議会で御報告いたします。

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の更新整備事業につきましては、本日議案を提出いたしますので、議案審議の中で御説明を申し上げます。

さて本日、執行部側から提案いたします案件は、報告案件2件、条例案件1件、一般案件1件、予算案件1件の計5件でございます。このうち、条例案件1件は先ほど申し上げたごみ中間処理施設使用料を改定するもの、一般案件1件は、ただいまお話ししました、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を取得するための議案でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、開会に当たってのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（竹村圭史君） 次の日程に進みます。

日程第11 監査報告

○議長（竹村圭史君） これより、監査報告に入ります。

監査委員から監査の結果について報告を願うことにいたします。

代表監査委員、吉田賢二委員。

○代表監査委員（吉田賢二君） それでは、監査の結果について御報告を申し上げます。監査報告書を御覧いただきながら御確認いただければと思います。

今議会に提出いたしました監査報告書は、地方自治法第292条において準用する同法第199条第2項の規定によります行政監査で、令和7年1月21日から4月25日まで実施したものでございます。

1 ページ御覧ください。

第2の監査のテーマを御覧いただきたいと思います。

今回の行政監査は、負担金、補助金及び交付金について実施をいたしました。

監査等の対象といたしましたのは、第３に記載のとおり、広域連合事務局が交付する「マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業負担金」についてでございます。

第４の監査の着眼点及び第５の監査の主な実施内容につきましては、記載のとおりでございますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、２ページの第７監査の結果を御覧ください。

監査の結果、負担金、補助金及び交付金についてはその目的に沿い、概ね適正に交付されていることを認めましたが、一部に改善の検討を求める事項がありましたので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられることを望みます。

監査結果の区分は、記載のとおりでございます。今回は、検討要望事項が１点ございました。

それでは、検討要望事項について御説明を申し上げます。

負担金交付団体であるＮＰＯ法人に対しては、定量的な事業成果を求め、広域連合としてその事業成果を評価する手法を取り入れられたい。更に３年間の経過を含め、結果について公表されたいとするものです。

３ページを御覧ください。

第８には、検討要望事項に対して回答のあった措置状況を記載してございますので、御確認いただければと思います。なお、今回の監査対象とした負担金のみならず、今後交付される負担金等に対する実績報告の際には、定量的な成果を求め、広域連合として負担金を交付していることに鑑み、合理性に主眼を置いた総括を行い、それを踏まえて公表されることを要望いたします。

監査結果は以上のとおりであります。詳細につきましては、報告書を御高覧いただき、簡単でございますが、監査の報告といたします。

○議長（竹村圭史君） ただいまの監査報告について、御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御発言がございませんので、次の日程に進みます。

日程第１２ 仮議長選任の委任

○議長（竹村圭史君） 仮議長選任の委任についてを議題といたします。

地方自治法第１０６条第３項の規定により、今後の本会議及び全員協議会において議長及び副議長の任期中、ともに議長の職務を行えないときのために、仮議長の選任を議

長に委任願いたいと思います。

お諮りいたします。

仮議長の選任を議長に委任することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

次の日程に進みます。

日程第 13 報告

○議長（竹村圭史君） これより、報告案件の審議に入ります。

◇ 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第 4 号））

○議長（竹村圭史君） 報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第 4 号））」を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（熊谷好晃君） それでは、報告第 1 号について御説明申し上げます。議案書の報告第 1 号 1 を御覧ください。

本件は、令和 6 年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第 4 号）に係る専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、消防補 2 ページの第 1 表で御説明いたします。

第 1 表 繰越明許費の追加補正でございます。1 款 1 項消防費の消防広報連絡車更新事業でございますが、消防本部へ配置予定の車両が、度重なるメーカーの安全基準変更により生産開始時期が延長され車両を確保することが困難となったため、全額を繰越し、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（竹村圭史君） 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は報告のとおり承認されました。

◇ 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（竹村圭史君） 次に、報告第2号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）」を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに執行機関側の説明を求めます。

下平消防長。

○消防庁（下平正樹君） それでは、報告第2号について御説明申し上げます。

本件は、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告で、自動車事故による損害を賠償するため、専決処分をさせていただいたものでございます。おめくりいただき裏面を御覧ください。

専決の日及び相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和6年12月13日午後1時30分頃、飯田市高羽町中部公衆医学研究所駐車場内において、車両後退時に駐車中の相手方車両と接触し、破損する損害を与えたものでございます。過失割合は当方が10割で、損害賠償額は23万9,646円でございます。令和7年2月18日に全国市有物件損害共済会による支払い手続を完了いたしました。今回このような事故報告をいたしますことをおわび申し上げます。

地域の安全・安心を確保する立場にあることを職員それぞれに改めて認識し、公用車の安全運転技術及び危険予知の教育を徹底するとともに、一層の安全運転の意識を高め、事故防止に努めてまいります。

報告は以上です。

○議長（竹村圭史君） 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、質疑を終結いたします。

次の日程に進みます。

日程第 1 4 議案審議

○議長（竹村圭史君） これより、議案審議に入ります。

◇ 議案第 1 2 号 南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（竹村圭史君） それでは、議案第 1 2 号「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに執行機関側の説明を求めます。

吉川広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉川昌彦君） 議案第 1 2 号について、御説明申し上げます。

本案は、南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。条例の別表第 1 に定めるごみ中間処理施設使用料について、10 キログラム当たりの使用料、現在の「180 円」から「220 円」にしたいとするものでございます。

稲葉クリーンセンターで処理を行っている可燃ごみには、市町村の委託によって収集されたものと住民の皆様方などが直接持ち込まれるものがございます。市町村の委託によって収集されたごみの処理経費につきましては、広域連合規約の別表に規定されたルールにより、関係市町村に御負担をいただいているところでございます。一方、クリーンセンターに直接搬入されたごみの処理経費につきましては、本条例の規定に基づきまして、搬入される方に御負担をいただいております。

稲葉クリーンセンターは、平成 29 年の運転開始から 7 年を経過いたしております。これまでの状況などを勘案いたしまして、直接搬入ごみに係る施設使用料を改定したいとするものでございます。

附則は施行期日を定めるものでございまして、施行期日以後に稲葉クリーンセンターに搬入されたごみに対して、新たな施設使用料を御負担いただきたいとするものでございます。

今回の施設使用料改定を提案させていただくことになった背景や理由につきましては、この後、補足説明資料を用いまして担当より説明をさせていただきます。

○議長（竹村圭史君） 松下飯田環境センター事務長。

○飯田環境センター事務長（松下英喜君） それでは、議案第12号補足説明資料を御覧ください。

まず、改定の理由と目的でございますけれども、稲葉クリーンセンター開設以降、ごみ搬入量は計画値を大幅に上回って推移をしております。このため、焼却炉の稼働日数や薬剤使用量の増加に伴い、運営コストの負担が増大しています。その結果、設備への負担が増えまして、構成市町村の負担金にも影響を及ぼしております。この状況を改善するため、ごみの減量化を促進しつつ、運営コストの負担軽減を図ることを目的に使用料を改定するものでございます。

2の直接搬入ごみの状況でございますけれども、図にありますとおり、青色は応札時の計画、赤色は実績をお示ししてございます。応札時の計画と実績を比較しますと、開設以降、実績は計画を大幅に上回って推移していることが分かります。

3の使用料改定の背景と課題でございますけれども、図にありますように過去6年間のデータを見ますと、直接搬入ごみは平均で2,000トン以上上回っております。それに伴い、焼却炉の稼働日数の増加や維持管理費の増大が続いております。さらに物価高騰の影響で、設備の維持管理費も上昇をしております。また、構成市町村の負担金にも大きな影響が出ておるという状況でございます。

4、使用料改定の内容でございますけれども、受益者負担の観点から直接搬入ごみの使用料を10キログラム当たり180円から220円に改定するものでございます。構成市町村による委託収集ごみの使用料については改定を行わないこととしております。

使用料の改定の実施時期についてでございますけれども、条例の改正後に十分な周知期間を確保する必要があるため、令和7年10月1日施行といたします。

期待される効果についてでございますけれども、使用料の改定によりまして住民の排出コストへの意識が高まり、ごみの排出抑制や適正な分別が進むほか、資源ごみの分別徹底とリサイクル促進が期待をされます。

次のページを御覧いただきまして、改定額の算出根拠でございます。これは運営開始からのごみ処理量と処理費用の実績に基づきまして、10キログラム当たり220円と算定をいたしました。

7の市町村負担金への影響でございます。これは、構成市町村負担金への影響を検討するため、令和7年度、今年度の予算の算出基準に基づきまして3条件で比較を行ったものでございます。図に示すとおりとなりますけれども、①は負担金が現行の10キロ

グラム当たり１８０円の場合。②は搬入量はそのままで負担金を改定後の２２０円に設定した場合。それから、③は負担金を２２０円に設定をしまして、さらに改定により直接搬入量が１割減少したと仮定をした場合のこの３条件で比較をしますと、②の搬入量をそのままで使用料を２２０円に設定をしますと、使用料収入は３，９９６万７，０００円増加いたします。さらに、③の改定によって直接搬入量が１割減少すると仮定しましても、１，７９８万５，０００円の使用料収入の増加となります。この金額が構成市町村の負担金の減額分になります。加えまして、搬入量の減少によりまして設備への負荷が軽減されまして、長期的には運営コストの削減が期待をされます。

これまでの経過と今後の予定でございますけれども、２月１４日に広域連合会議において使用料の改定について承認をいただいております。そして、４月１５日開催の構成市町村ごみ処理事務担当者会議にて使用料の改定について説明をし、併せて６月以降に使用料改定の周知を依頼しております。そして、本日、連合議会臨時会において条例改正案を上程いたしております。６月から９月の４か月間を住民や事業者への周知期間といたしまして、１０月１日から施行としたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（竹村圭史君） 説明が終わりました。議案第１２号につきまして、御質疑はございませんか。

小林真一議員。

○３２番（小林真一君） 御説明ありがとうございました。ごみの搬入の料金が上がるということでもありますけれども、これ１０月からということでもあります、それまでの間、駆け込みの何て言うんですかね、駆け込みの搬入というか、ごみの、逆にそういった部分の増加が見込まれるのではないかというふうに想像するんですけども、そういったところのその期間的な対応であったりとか受入れ態勢、ここら辺は何かお考えになっておりますでしょうか。

○議長（竹村圭史君） 松下飯田環境センター事務長。

○飯田環境センター事務長（松下英喜君） はい、おっしゃるとおりでございます、この改定をするに当たりまして、やはりその駆け込みというものも想定にございます。そういったものを念頭に置きまして職員の増員ですね、人件費かかりますけれどもそういったもの、職員の増員をしまして対応に当たりたいというふうに思っております。

○議長（竹村圭史君） 小林真一議員。

○３２番（小林真一君） その点は承知いたしました。先ほど御説明の中で、ごみの分別によ

ってごみの削減を見込めるってということがお話ありましたけれども、そこについてはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし否定をするものではございませんけれども、これ少しうがった見方をすると、金額が上がることによって廃棄物の不法投棄のようなものも増えてしまうのではないかということも懸念されますけれども、そういったことの周知やパトロールなど対応については、何かお考えになってますでしょうか。

○議長（竹村圭史君） 吉川広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉川昌彦君） はい、御質問の件でございますけれども、当然議員御指摘のようにそういった心配は十分あるのかなというふうに思っております。広域連合として直接ということはなかなか難しいものですから、既に構成市町村の担当者の皆様との会議を持っておりますので、そういった点につきましても市町村の皆様と協力・連携を図りながら十分に注意をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（竹村圭史君） そのほか、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇ 議案第13号 財産の取得について

○議長（竹村圭史君） 次に、議案第13号「財産の取得について」を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに執行機関側の説明を求めます。

下平消防長。

○消防庁（下平正樹君） 議案第13号について御説明申し上げます。

本案は、財産の取得についてでございます。飯田広域消防にはしご付消防自動車1台を整備・取得するに当たり、南信州広域連合に係る市町村の条例を準用する条例第2

条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得たいとするものでございます。

内容につきましては、飯田消防署はしご付消防自動車1台を更新するもので、詳細につきましては、ページをおめくりいただき補足資料「災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車について」を御覧ください。

現有のはしご付消防自動車は、最大地上高35メートルのはしごとなっておりますが、高さ31メートルを超える高層建築物は、建築基準法や消防法などの関係法令により安全基準が厳しく、一定の対策が取られていることから31メートルとした一方で、バスケット等の積載荷重の増加や最大傾斜矯正角度を大きくし、傾斜地における部署の制限を広めたものです。また、伸縮水路管と放水銃を装備することで、高所から迅速に大量の放水が可能となります。さらに、はしごの先端部で屈折ができ、電線や樹木、建物の手すり等の障害物を避けて進入や低所からの救出も可能となります。管内全域で想定される高層建築物以外の災害現場での活用に期待ができます。

納期は、令和8年3月を予定し、特別救助隊があります飯田消防署へ配置予定です。

お戻りいただき、議案第13号を御覧ください。

取得の方法は随意契約、取得予定額は2億3,100万円、契約の相手方は記載のとおりでございます。

財産の取得についての説明は、以上でございます。

○議長（竹村圭史君） 説明が終わりました。議案第13号について御質疑はございませんか。

小平彰議員。

○23番（小平彰君） 御説明、ありがとうございました。

35メートルから31メートルに下げたという理由は分かったんですが、どのぐらいの構造物がこれによって対応ができなくなるのか、お教えてください。

○議長（竹村圭史君） 下平消防長。

○消防庁（下平正樹君） 私どもの防火対象物ということで把握してるんですが、確認したところ、約9棟が31メートルよりも大きい建物となっております。

○議長（竹村圭史君） よろしいですか。

そのほかに御質疑はございませんか

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第１３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました

◇ 議案第１４号 令和７年度南信州広域連合一般会計補正予算（第１号）案

○議長（竹村圭史君） 次に、議案第１４号「令和７年度南信州広域連合一般会計補正予算（第１号）案」を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに執行機関側の説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

○事務局次長兼総務課長（滝沢拓洋君） それでは、議案第１４号について御説明申し上げます。一般補１ページを御覧ください。

本案は、令和７年度南信州広域連合一般会計補正予算（第１号）案でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５，７８５万４，０００円を追加したいとするものです。

内容につきましては、第１表 歳入歳出予算補正で御説明申し上げます。一般補４ページを御覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正の歳出から先に説明をさせていただきます。

２款総務費は、１項総務管理費を５，７８５万４，０００円補正したいとするものです。令和７年度及び令和８年度に行う、信州大学次世代空モビリティシステム共同研究講座に対する令和７年度分のコンソーシアムへの負担金等となります。こちらにつきましては、令和６年度までの航空機システム共同研究講座と同様に、構成市町村からの負担金を一旦基金に積み立て、コンソーシアムが必要とする額を基金から一般会計に繰り入れ、繰入金と同額を負担金として支出する流れとしております。

詳細につきましては、一般補１２、１３ページで説明をいたしますので、一般補１２ページを御覧ください。

信州大学次世代空モビリティシステム共同研究講座コンソーシアム負担金として２，８９２万７，０００円を、信州大学南信州キャンパス構想推進基金積立金として２，８

92万7,000円をそれぞれ増額するものです。

歳入を御説明いたしますので、一般補2ページにお戻りいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金は、構成市町村から信州大学共同研究講座コンソーシアム事業に係る負担金を、7款繰入金は、信州大学南信州キャンパス構想推進基金繰入金をそれぞれ補正するものであります。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹村圭史君） 説明が終わりました。議案第14号について御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、質疑を終結いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案

○議長（竹村圭史君） 次に、本日追加された委員会提出議案の審議に入ります。

◇ 発委第1号 南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（竹村圭史君） それでは、発委第1号「南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、清水優一郎委員長。

○議会運営委員長（清水優一郎君） 発委第1号「南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明いたします。

本案は、議会運営委員会提出議案でございます。南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例は、令和５年第１回定例会で同様に議会運営委員会が提出し、議決されており、令和５年４月１日から施行されています。条例中に罰則規定が定められています。刑法の改正に伴い、「懲役刑」と「禁錮刑」が一本化され、「拘禁刑」となったことによる語句の修正を行いたいとするものです。これに併せ、罰則規定を定める場合は、あらかじめ地方検察庁との協議が必要であり、協議の中で条例案に関しまして字句等の修正の御意見をいただきましたので、併せて修正をするものでございます。

附則は、施行期日及び罰則の適用等に関する経過措置を定めたものです。詳細は、新旧対照表をつけましたので、併せて御覧ください。

提案趣旨を御理解いただき、全議員に御賛同いただきますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村圭史君） 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案１件につきましては、会議規則第１３条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案１件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） なければ討論を終結いたします。

これより、発委第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹村圭史君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹村圭史君） 以上をもちまして、全ての日程を終了いたしました。

ここで広域連合長から発言の申出がありますので、これを認めます。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤健君） それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました案件について慎重に御審議を賜り、それぞれ御承認・御決定をいただきましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で御指摘のありました直接搬入ごみの手数料の値上げに伴って懸念される状況への対応につきましては、構成市町村と連携をし、しっかり取り組んでまいります。

また、先ほどのようなごあいさつの中で当広域連合に関連する課題と対応の状況について触れましたけれども、この後の全員協議会におきまして広域連合の取組や当面の諸課題について御報告と御説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（竹村圭史君） 本日は、市町村議会議員の選挙等により多くの広域連合議会議員の変更があり、初めての会議であったためネクタイを着用しての会議としましたが、次の会議からはクールビズといたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和7年南信州広域連合議会第1回臨時会を閉会といたします。
お疲れさまでした

閉会 午前11時35分

議 員・事務局・説明員出席表

I、議員出席表

議席番号	氏 名	5月23日	議席番号	氏 名	5月23日
1	河 本 明 代	○	18	岩 口 友 雄	○
2	平 澤 恒 雄	○	19	塩 沢 貴 浩	○
3	唐 澤 克 己	○	20	加 賀 田 亮	○
4	下 平 貢	○	21	米 山 俊 孝	○
5	後 藤 章 人	○	22	佐々木 博 子	○
6	木 下 忠 彦	○	23	小 平 彰	○
7	村 松 克 一	○	24	宮 脇 邦 彦	○
8	後 藤 和 彦	○	25	市 瀬 芳 明	○
9	串 原 稔 博	○	26	関 島 百 合	○
10	石 原 理 好	○	27	福 澤 克 憲	○
11	宮 澤 茂 樹	○	28	竹 村 圭 史	○
12	熊 谷 恒 雄	○	29	清 水 勇	○
13	井 原 敏 喜	○	30	下 平 恒 男	○
14	太 田 直 昭	○	31	清 水 優一郎	○
15	平 松 三 武	○	32	小 林 真 一	○
16	三 浦 喜久夫	○	33	古 川 仁	○
17	市 川 信 幸	○			

Ⅱ、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

No.	役 職 名	市町村名	氏 名
1	広域連合長	飯 田 市	佐 藤 健
2	副広域連合長	豊 丘 村	下 平 喜 隆
3	松川町長	松 川 町	北 沢 秀 公
4	高森町長	高 森 町	壬 生 照 玄
5	阿南町長	阿 南 町	勝 野 一 成
6	阿智村長	阿 智 村	熊 谷 秀 樹
7	平谷村長	平 谷 村	西 川 清 海
8	根羽村長	根 羽 村	大久保 憲 一
9	下條村長	下 條 村	金 田 憲 治
10	売木村長	売 木 村	清 水 秀 樹
11	天龍村長	天 龍 村	永 嶺 誠 一
12	泰阜村長	泰 阜 村	横 前 明
13	喬木村長	喬 木 村	市 瀬 直 史
14	大鹿村長	大 鹿 村	熊 谷 英 俊
15	副管理者	飯 田 市	高 田 修
16	監査委員		吉 田 賢 二
18	監査委員事務局長		桜 井 裕 司
18	会計管理者		福 岡 茂 巳
19	事務局長	南信州広域連合	吉 川 昌 彦
20	事務局次長兼総務課長	南信州広域連合	滝 沢 拓 洋
21	事務局地域医療福祉連携課長	南信州広域連合	乾 徳 彦
22	飯田環境センター事務長	南信州広域連合	松 下 英 喜
23	消防長	飯田広域消防	下 平 正 樹
24	消防次長兼総務課専門幹	飯田広域消防	新 井 悟
25	消防次長兼総務課長	飯田広域消防	熊 谷 好 晃
26	予防課長	飯田広域消防	柄 澤 喜 幸
27	警防課長	飯田広域消防	山 岸 正 和
28	通信指令課長	飯田広域消防	縄 浩 幸

Ⅲ、本会議に職務のため出席した者

No.	役 職 名	市町村名	氏 名
1	書記長（事務局）	南信州広域連合	熊 谷 久 幸
2	事務局総務課広域振興係長	南信州広域連合	壬 生 庸 佑
3	事務局総務課庶務係	南信州広域連合	久保田 康 介
4	事務局総務課庶務係	南信州広域連合	幾 島 一 貴
5	事務局専門主査（市企画課広域連携係長）		平 沢 正 邦
6	町村会事務局長	下伊那郡町村会	岡 庭 潤

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会議長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____